資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百六十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月三十一日

掲載頁　一〇一頁（号外第七十四号）

平成二十七年四月六日

滋賀県草津市追分四丁目二番三号

瀬川忠商事株式会社

代表取締役　瀬川国太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千三百万円減少し、減少する資本金の額のうち三十一万二百七十二円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年四月六日

鹿児島県西之表市西之表六八一六番地四

有限会社ＦＹファーム

代表取締役　米盛　庄司

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十五億六百万一千四百三十四円減少し、十二億五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年五月八日を予定しており、株主総会の決議は平成二十七年三月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十七年四月三日

掲載頁　二頁

平成二十七年四月六日

東京都港区海岸三丁目二〇番二〇号

クラシエホールディングス株式会社

代表取締役　石橋　康哉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月六日

東京都中央区銀座一丁目一六番七号

ＫＦケミカル株式会社

代表取締役社長　佐藤誠二郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月六日

京都市中京区新京極通四条上る中之町五八三番地の二

株式会社美松

代表取締役　三大寺啓子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月六日

岡山市北区東古松二丁目一〇番五三号

東和タクシー株式会社

代表取締役　梶川　政文

限定承認公告

本籍愛知県東海市加木屋町泡池一一番地三五〇、最後の住所愛知県東海市大田町庄之脇七番地の一グループホームちたの里

被相続人　亡　渡邊　幸子

右被相続人は平成二十七年一月一日死亡し、その相続人は平成二十七年三月二十四日名古屋家庭裁判所半田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

東京都江東区石島五番一―三〇二号

限定承認者　鈴木晃太朗

限定承認公告

本籍神奈川県川崎市中原区新丸子東二丁目八九七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　橋爪　博

右被相続人は平成二十六年十二月十四日死亡しその相続人は平成二十七年三月十六日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

神奈川県横浜市青葉区榎が丘五五番地一九

限定承認者　橋爪　彰

限定承認公告

本籍愛知県尾張旭市大塚町二丁目六―一、最後の住所愛知県名古屋市名東区藤里町一二〇一藤の木団地七号棟二〇五号室

被相続人　亡　森下　一市

右被相続人は平成二十六年十月二十三日死亡し、その相続人は平成二十七年三月十三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

愛知県尾張旭市大塚町二丁目六―一

相続財産管理人　村瀬　揭子

限定承認公告

本籍三重県名張市赤目町新川六一五番地一二四、最後の住所三重県名張市美旗町南西原二一二番地

被相続人　亡　藤野　俊雄

右被相続人は平成二十六年十一月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年三月三十日津家庭裁判所伊賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

兵庫県尼崎市南塚口町三丁目五番一四―四〇三号

相続財産管理人　天野　直美

限定承認公告

本籍鳥取県日野郡日南町笠木三四八番地、最後の住所鳥取県米子市愛宕町四二番地二コーポローゼ田中一〇一号

被相続人　亡　高橋　敏文

右被相続人は平成二十六年九月二十九日死亡し、その相続人は平成二十七年三月九日鳥取家庭裁判所米子支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

鳥取県日野郡日南町茶屋四一〇四番地

限定承認者　池田美知子

島根県益田市あけぼの東町一三番地一　赤陵会館二階　田上法律事務所

限定承認者池田美知子

代理人弁護士　田上　尚志

限定承認公告

本籍沖縄県那覇市前島二丁目一一番地一一、最後の住所沖縄県中頭郡北中城村字島袋一三五三番地

被相続人　亡　久場兼一郎

右被相続人は平成二十七年二月八日死亡し、その相続人は平成二十七年三月二十六日那覇家庭裁判所沖縄支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月六日

沖縄県那覇市泉崎一丁目三番地七

泉崎レジデンス二階　大城純市法律事務所

相続財産管理人久場美樹

代理人弁護士　大城　純市

正　誤

平成二十七年二月二十日（号外第三十七号）公布経済産業省令第六号（特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
九	上	終りから一九	「第十五条」を「第十条」に	「第十五条」」を「第十条」」に

平成二十七年三月十七日法務省告示第百六十二号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二	一	終りから四	神戸市須磨区紙の谷4丁目1番205—406号	神戸市須磨区神の谷4丁目1番205—406号

平成二十七年三月二十日外務省告示第八十一号（パキスタン・イスラム共和国における第二次洪水警報及び管理能力強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の書簡の交換に関する件）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
五	二	四	及が	及び

目次及び本文において、平成二十七年三月三十一日財務省告示第百二十二号を削除する。

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

◉号外　四月六日付第七九号三二ページ●同日付政府調達第六四号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体　一三〇円）（配送料別）